て発病が急激で、今までなんでもなかった人が、頭痛や寒けを感ずるとともに急に熱がでて、39度から40度にもなります。そのため老人や乳幼児、病弱な人はそうとう弱り、肺炎などの余病を併発して危険になることがあります。インフルエンザで死亡する人のほとんどは、この肺炎のためといわれていますので、かぜのひどいとき或はインフルエンザの疑があるときは、できるだけ医師にみてもらうことが大切です。

昨年は一一三校が休校し、一一二校が学級閉鎖をして推定患者約五万人に及びました。今年二月の流行のときは三三校が休校し、七〇校が学級閉鎖をして一万数千人の学童が罹患しました。これはいずれも措置をした学校や幼稚園又は保育所だけの数学ですので、実際にはこの何倍もの人が罹患し、それぞれ家庭や学校や職場などで著しく機能がまひしたものと考えられます。

このように、インフルエンザはいったん流行となると、ものすごい勢でふえ、とくに学校や幼稚園などで急激に拡がりますので、これらの集団に十分免疫を考えておけば、少くとも大流行を措止するか、或は流行しても軽くすませることができるというものです。そこで県では昭和三七年から、これらの施設の子供を対象にして、流行期前に予防接種をすすめていますが、個人的にはかぜの誘因を作らないように注意するとともに、できるだけ多くの人が予防接種を受けて、インフルエンザの流行を防ぎたいものです。

（環境衛生課）

冬の食品衛生

年の瀬を迎えると色々な正月用の食品が一度に出廻ります。正月用品と称するものは相当前から作られ、それが一時に出廻るため食品の取扱、製造保存などがとかく非衛生になり勝ちです。

特にきわものとして沢山売れるので、見かけの商品価値ばかりをよくして購買意慾をそそったり、鮮度や品質の不良をごまかすのに必要以上の着色や漂白剤、保存料等が使用されたり、或いは認められていない有害添加物が使われた粗悪品が市販され勝ちです。また食中毒の原因となる細菌は、冬の寒い季節でも生きているもので、ネズミやハエ、手指を介して食品が汚染された場合、適温適湿であれば、その食品の味や臭に何らの変化も与えず繁殖し、食中毒発生の危険性を生じてくることも十分注意すべきです。

昨年の歳末に全国一斉に実施した食品の収去検査では、七〇、二〇五件のうち、不良品は八、八二九件（不良率一二・六%で、このうち七、一五一件即ち不良品の大部分が細菌学的不良品（例えば大腸菌群による汚染、腐敗、変敗、異物の混入など製造、取扱、販売などの非衛生さを示す）でした。このような不良品はその後の取扱如何で食中毒発生の危険性を生じてきます。十分に吟味して購入することが肝心です。

食品をえらぶときには、とかく着色された色彩だけにとらわれておいしそうだ、まずそうだと品質の良否まできめてしまう様な見方をする向きが多いようですが、もっと科学的に見極めることが必要だと考えます。

まず、食品の取扱いが清潔で衛生的な信用のおける店を選ぶことが第一で、次には食品を見分けることで、安い値段にひかれて粗悪品を買い、後で事故をおこすことのないよう注意が肝心です。

このような点から、県でも県下全保健所を動員し、この時期の食品添加物等に対する監視指導を一斉に、重点的に強化し、事故の未然防止に努めることになっています。

最後に、次のことを併せて考えていただきたいのです。お正月になるとどうしても生活が不視則になり食べすぎる傾向があるため一寸した事が食中毒事故の原因となりがちです。また冬の季節は屋外の気温は低いが、屋内は暖くしていて案外食物の保管がなおざりにされ易いので、特に魚、肉などや、その加工品は必ず冷蔵保管しておかなければなりません。

この機会に、食品製造業者の方々は新鮮な材料と正しい添加物を使用して衛生的な製造、取扱、販売を行ない、消費者の方々は食品の取扱、保存に十分注意するなど食品衛生の向上に心がけたいものです。

食中毒などのいまわしい事故が起らないようにして、楽しい正月を迎えて下さい。

（環境衛生課）

家畜伝染病の予防

家畜の伝染病には現在二十八種類の法定伝染病がありますがこの中には、一つの伝染病で牛にも豚にも感染するものや、炭疽、結核、及びブルセラ等人畜共通の伝染病として公衆衛生上ゆるがせにできないものがあります。これらを予防するには飼い主だけが努力されても効果の上らないことが多く、国も県も、獣医師も、その他関係者が一体となって日頃から必要な体制をとっておくことが大切なことであります。

家畜を伝染病から守り畜産の振興を図るため国や県は平素から予防の徹底に家畜伝染病予防法という法律にもとづき努力をはらっておりますが、その概要を述べ畜産農家の一層のご理解とご協力をいただき更に伝染病の予防に万全を期したいと思います。

一、伝染病の発生を予防するにはどうするか。

1．家畜が死亡したら

牛、馬、めん羊、山羊、豚が病気で死亡したときは畜主はすぐに市町村長に届出でなければなりません。

このことは伝染病を早く発見し、必要な対策をたてるため必要なことですから、なるべく獣医師の診断を受けてから届出られるのがのぞましいことです。

2．家畜を県外に出すときは

家畜の移動は伝染病をひろげる一因となりますから県外へ移動する家畜（乳牛、種雄牛、馬、豚）は家畜防疫員又は獣医師が検査をおこない伝染病のおそれがないと確認されたものだけが移動を許可されることになります。ただし、と畜場に直行する家畜で家畜保健衛生所長が発行する証明書を有するもの等はこの規定から除外されます。

3．予防注射をうけること

過去に発生があったもの、または今後発生が予想される伝染病（牛の流行性感冒、馬流行性脳炎、炭疽、気腫疽、豚コレラ等）について予防注射がおこなわれます。この場合予防注射の目的、実施期日、区域、対象家畜などが県公報に告示され、また市町村を通じて畜産農家に通知されますが、この告示によって家畜の飼い主には注射をうけるよう義務づけられますから注射もれのないよう注意してください。

4．家畜の衛生検査をうける

牛の結核病やブルセラ病馬の伝染性貧血は病性が進まないと外見で判断することが困難です。このような病畜が放置されると他の家畜に伝染するので定期的に検査をおこない早期に病畜を発見して処置することが必要となります。そこで乳牛や馬は少くとも年一回以上これらの検査をうけることになります。殊に牛の結核病やブルセラ病などは人にも感染し、公衆衛生に及ぼす影響が大きいので、進んで検査を受ける心構えが必要です。

このほか本県では放牧地帯の牛についてはピロプラズマ病、種鶏にはひな白痢、みつばちは腐蛆の検査を毎年実施し、寄生虫で被害の多い牛の肝蛭検査及び駆除並びにダニ熱予防のためのダニ駆除を重点的に実施しております。

5．環境衛生を改善する

伝染病は不潔な畜舎に発生しやすいので知事は伝染病予防のため必要な場合には、家畜の飼い主に対して消毒や清潔の実施、昆虫やねずみの駆除をおこなってもらうことがあります。

二、伝染病が発生したらどうするか

1．届出をすること

畜主は、自分の家畜に伝染病が発生したときは直ちに市町村長に届出ることになっております。

この場合、獣医師にみてもらっているときは獣医師が届出ることになりますから畜主は届出る必要はありません。

2．病畜は隔離をする

伝染病にかかった家畜は、他の健康な家畜に伝染させるおそれがありますから家畜防疫員の指示に従って直ちに隔離する必要があります。

3．病畜は殺処分される

伝染病の根源をたつため病畜は殺処分がおこなわれますがこれは伝染病の種類により危険度にも軽重があり緩急が定められており、極めて悪性な伝染病には畜主が自づから殺処分するよう義務づけられているものと、予防のための必要から知事の命付で殺処分するもの、病性鑑定のため殺処分するもの、その他畜主が自衛的に殺処分されるもの等があり、殺処分は何れの場合も、日時、場所等、家畜防疫員の指示によっておこなうことになりますので事前に届出るなどの注意が必要です。

4．死体や汚染物品を処置する

伝染は死体の処置が適切でないと、伝染病をひろげることになりますので家畜防疫員の指示によって死体は焼却（埋却）することになります。

5．畜舎を消毒する

一度伝染病が発生した畜舎は再び発生するおそれがありますから畜主は家畜防疫員の指示する方法で自ら消毒されることになります。

6．検査や注射がおこなわれる

伝染病が発生すると、市町村長や県知事は届出にもとづき公示により伝染病が発生したことを広く通知するほか、県内または県外に発生した伝染病の侵入やまん延を防ぐため予防注射や家畜の検査をおこないます。

7．家畜の移動や催物が制限される

伝染病が発生したら感染するおそれのある家畜や病原体をひろげるおそれのある物品の移動が禁止されますが、これは伝染病の種類や発生状況及び附近の家畜の飼養頭数などによって加減され、県内の移動、又は県外からの移入禁止措置がとられます。

8．補償がおこなわれる

家畜伝染病予防法の規定により殺